

再確認の対象者

現在認定済みの高校生を除く18歳以上の被扶養者について、改めて被扶養者資格の適否の確認を行いますので、別紙「健康保険被扶養者生計維持調査票」を提出していただきます。

高校生であっても夜間部・通信制の場合は対象となります。

なお、18歳以上の被扶養者（無職無収入の配偶者を除く）については、それぞれ実情に応じた証明書（最新年度のもの）を添付していただくことになります。

※再確認対象外の方

- ①令和7年4月1日において18歳未満の被扶養者
（平成19年4月1日生まれの方は対象となります）
- ②令和7年6月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者

※添付書類提出の際に期限までに提出されない場合は、行政機関同士の情報連携システム（情報提供ネットワークシステム）を活用して市区町村等に前年度の収入情報等の情報照会を行います。照会内容によっては、健康保険組合から対象者に収入状況の確認を求める場合がございます。

添付書類

被扶養者に収入がある場合

被保険者の方の収入（年金等）の証明書を提出してください。

下記の（ア）（イ）（ウ）（エ）で該当のものが必要となります。

※被保険者の収入の書類が必要な理由・・・被扶養者の年収が被保険者の年収の2分の1未満（認定基準の一つ）であるかの確認が必要であるため。

被扶養者の方については（ア）～（ク）に該当するものを添付してください。

（ア）給与収入（パートタイム含む）

- ①「源泉徴収票」の写し、または「給与明細書」（直近3カ月分）の写し
- ②「源泉徴収票」を紛失、あるいは複数のパート先がある方は
「確定申告書控」（両面）の写し、またはパート先に「源泉徴収票」の再発行の依頼をしてください。

（注）収入等証明書について

（収入額は交通費を含み、税、社会保険料等を控除する前の総収入額である）

（イ）年金（遺族年金・障害年金・厚生年金基金等を含む）恩給等受給者

※①+②両方提出してください。（受給しているすべての年金について申告してください）

- ①「年金振込通知書」（最新のもの）の写し
- ②「源泉徴収票」の写し、または「改定通知書」（令和7年4月改定以降）の写し

(ウ) 個人事業主、不動産等収入

- ①「確定申告書」(青色申告決算書、収支内訳書を含む)両面の写し

※青色申告決算書・収支内訳書は必ず両方提出してください。

(エ) その他個々の実情に応じた収入を正しく証明できるもの

例) 個人年金等の収入・・・「支払通知」の写し等

(オ) 障害者手帳の交付を受けている方

※①+②両方提出してください。

- ①「身体障害者手帳」の写し、または「精神障害者保健福祉手帳」の写し

- ② 障害年金受給者は(イ)を参照、給与収入がある場合は(ア)を参照

(カ) 短大・大学生(昼間部)、専門学校・予備校生

- ①「学生証」の写し、または「在学証明書」

(キ) 短大・大学生(夜間部)、大学院生・通信教育

※①+②両方提出してください。

- ①「学生証」の写し、または「在学証明書」

- ②「源泉徴収票」の写し、または「給与明細書」(直近3カ月分)の写し、または「非課税証明書」(収入のない方)

(ク) 18歳以上で無職の場合(無職無収入の配偶者を除く)

- ①「非課税証明書」

※給与収入のある方、個人事業主、不動産等収入のある方の提出書類について、市区町村長の「所得・(非)課税証明書」は不可となりますのでご注意ください。

別居している場合について (※以下を必ずご記入ください)

「別居理由及び状況」「送金等状況」

個人情報について

- 1 当健康保険組合では、個人情報保護に関する法令を遵守し、皆様の個人情報の保護に万全を尽くします。個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止するため適切な措置を行います。
- 2 今回の調査で提出していただいた個人情報は、当健康保険組合の被扶養者の適正な認定確認の目的に限り利用いたします。